
会社法の改正に伴う自主規制規則の一部改正について

日証協 平成 27 年 4 月 21 日

平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、株式等売渡請求制度及び監査等委員会設置会社制度が創設されることなどに伴い、自主規制規則の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

会社法の改正に伴う自主規制規則の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、株式等売渡請求制度及び監査等委員会設置会社制度が創設されることなどに伴い、自主規制規則の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」（以下「規則」という。）及び「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「細則」という。）の一部改正

① 株式等売渡請求について、次の場合には、遅滞なく、本協会に報告（開示）しなければならないこととする。

イ 特別支配株主が発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合

（細則別表Ⅰ．「報告事象欄」 2 (14) の 2）

ロ 発行会社が株式等売渡請求に係る承認又は不承認についての決定をした場合

（細則別表Ⅰ．「報告事象欄」 1 (40)）

② 発行会社が全部取得条項付種類株式の全部の取得についての決定をした場合には、遅滞なく、本協会に報告（開示）しなければならないこととする。

（細則別表Ⅰ．「報告事象欄」 1 (39)）

③ 特別支配株主がグリーンシート銘柄等に係る株式の全部を取得する場合には、当該グリーンシート銘柄等の指定取消事由に該当することとする。

（規則第 36 条第 5 項第 10 号の 2）

(2) その他

○ 「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改めるほか、会社の機関として監査等委員会設置会社が加わることに伴う規定の整備など、会社法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

（「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」、「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則等）

3. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先
 - ・ グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則
 - ・ グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則
 - … エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03－3667－8481）
 - ・ 「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則
 - ・ 株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則
 - … エクイティ市場部（企画担当）（Tel：03－3667－8647）
 - ・ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則
 - … 規律審査部（Tel：03－3667－8475）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 ～ 10 (現行どおり) <u>10 の 2 株式等売渡請求 (会社法第 179 条の 3 第 1 項に規定する株式等売渡請求をいう。) による取得</u> <u>特別支配株主 (会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主をいう。) がグリーンシート銘柄等の発行会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合</u> 11 ～ 14 (現行どおり) 6 ～ 8 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。	(取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 ～ 10 (省 略) (新 設) 11 ～ 14 (省 略) 6 ～ 8 (省 略)

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧																						
別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条及び第 4 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。 <table><tr><th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr><tr><td> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) （ 現行どおり ） (39) <u>全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の全部の取得</u> (40) <u>株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)に係る承認又は不承認</u> (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの </td><td></td></tr><tr><td> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) （ 現行どおり ） (14)の2 <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</u> (15)～(26) （ 現行どおり ） </td><td></td></tr><tr><td> 3 （ 現行どおり ） </td><td></td></tr><tr><td> 4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は </td><td></td></tr></table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) （ 現行どおり ） (39) <u>全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の全部の取得</u> (40) <u>株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)に係る承認又は不承認</u> (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) （ 現行どおり ） (14)の2 <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</u> (15)～(26) （ 現行どおり ）		3 （ 現行どおり ）		4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は		別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条及び第 4 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。 <table><tr><th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr><tr><td> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） (39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの </td><td></td></tr><tr><td> 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) （ 省 略 ） （ 新 設 ） </td><td></td></tr><tr><td> (15)～(26) （ 省 略 ） </td><td></td></tr><tr><td> 3 （ 省 略 ） </td><td></td></tr><tr><td> 4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は </td><td></td></tr></table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） (39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) （ 省 略 ） （ 新 設 ）		(15)～(26) （ 省 略 ）		3 （ 省 略 ）		4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は	
報告事象欄	軽微基準欄																						
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) （ 現行どおり ） (39) <u>全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の全部の取得</u> (40) <u>株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)に係る承認又は不承認</u> (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの																							
2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) （ 現行どおり ） (14)の2 <u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該発行会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（金商法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</u> (15)～(26) （ 現行どおり ）																							
3 （ 現行どおり ）																							
4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は																							
報告事象欄	軽微基準欄																						
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1)～(38) （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） (39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの																							
2 次に掲げる事実が発生した場合 (1)～(14) （ 省 略 ） （ 新 設 ）																							
(15)～(26) （ 省 略 ）																							
3 （ 省 略 ）																							
4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は																							

新	旧				
<table border="1" data-bbox="210 261 1008 1261"><tr><td data-bbox="210 261 613 1261"> 連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) （ 現行どおり ） (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要 (3)・(4) （ 現行どおり ） 5～11 （ 現行どおり ） </td><td data-bbox="613 261 1008 1261"></td></tr></table> 付 則 この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。	連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) （ 現行どおり ） (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要 (3)・(4) （ 現行どおり ） 5～11 （ 現行どおり ）		<table border="1" data-bbox="1092 261 1890 1261"><tr><td data-bbox="1092 261 1495 1261"> 連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) （ 省 略 ） (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第911条第3項第21号ハに規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第335条第3項に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要 (3)・(4) （ 省 略 ） 5～11 （ 省 略 ） </td><td data-bbox="1495 261 1890 1261"></td></tr></table>	連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) （ 省 略 ） (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第911条第3項第21号ハに規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第335条第3項に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要 (3)・(4) （ 省 略 ） 5～11 （ 省 略 ）	
連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) （ 現行どおり ） (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要 (3)・(4) （ 現行どおり ） 5～11 （ 現行どおり ）					
連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(4)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) （ 省 略 ） (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（会社法第911条第3項第21号ハに規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（会社法第335条第3項に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要 (3)・(4) （ 省 略 ） 5～11 （ 省 略 ）					

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(新規公開における引受審査項目の細目) 第 9 条 規則第 16 条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1～3 (現行どおり) 4 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 イ (現行どおり) ロ 代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（<u>指名委員会等設置会社</u>の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況 ハ 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（<u>指名委員会等設置会社</u>の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいい、<u>監査等委員会設置会社</u>の場合には、<u>監査等委員会</u>の責任遂行及び内部監査機能をいう。）の状況 ニ (現行どおり) 5～8 (現行どおり) 2 規則第 16 条第 2 項に規定する不動産投資信託証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1・2 (現行どおり) 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 イ 投資法人の執行役員及び資産運用会社の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（<u>指名委員会等設置会社</u>の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況 ロ 投資法人の監督役員及び資産運用会	(新規公開における引受審査項目の細目) 第 9 条 規則第 16 条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1～3 (省 略) 4 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 イ (省 略) ロ 代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（<u>委員会設置会社</u>の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況 ハ 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（<u>委員会設置会社</u>の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。）の状況 ニ (省 略) 5～8 (省 略) 2 規則第 16 条第 2 項に規定する不動産投資信託証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1・2 (省 略) 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 イ 投資法人の執行役員及び資産運用会社の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（<u>委員会設置会社</u>の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況 ロ 投資法人の監督役員及び資産運用会

新	旧
社の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（<u>指名委員会等設置会社</u>の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいい、<u>監査等委員会設置会社</u>の場合には、<u>監査等委員会</u>の責任遂行及び内部監査機能をいう。）の状況 ハ （ 現行どおり ） 4～6 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。	社の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（<u>委員会設置会社</u>の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。）の状況 ハ （ 省 略 ） 4～6 （ 省 略 ）

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(配分先情報に係る顧客) 第 5 条 (現行どおり) 2 主幹事会員 (主幹事会員が 2 社以上ある場合は、そのうち代表する 1 社 (以下この章において「代表主幹事会員」という。))。以下この章において同じ。) は、前項第 1 号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議 (<u>指名委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含み、<u>監査等委員会設置会社</u>にあっては、取締役の決定を含む。)) が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員 (引受規則第 2 条第 10 号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が 2 社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この章において同じ。) に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。 付 則 この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。	(配分先情報に係る顧客) 第 5 条 (省 略) 2 主幹事会員 (主幹事会員が 2 社以上ある場合は、そのうち代表する 1 社 (以下この章において「代表主幹事会員」という。))。以下この章において同じ。) は、前項第 1 号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議 (<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。)) が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員 (引受規則第 2 条第 10 号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が 2 社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この章において同じ。) に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。

『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成 27 年 4 月 21 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(内部管理統括責任者の資格要件の特例) 第 2 条 (現行どおり) 2 前項の規定は、<u>指名委員会等設置会社</u>の内部管理統括責任者の任命については、「取締役」とあるのは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執行役」、「取締役会」とあるのは「執行役会」とそれぞれ読み替えて準用する。 3・4 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。	(内部管理統括責任者の資格要件の特例) 第 2 条 (省 略) 2 前項の規定は、<u>委員会設置会社</u>の内部管理統括責任者の任命については、「取締役」とあるのは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執行役」、「取締役会」とあるのは「執行役会」とそれぞれ読み替えて準用する。 3・4 (省 略)